

上富良野町避難行動要支援者名簿に関する条例（案）の概要

【現在までの経緯】

東日本大震災においては、犠牲者に高齢者や障害者の占める割合は多く、災害時に自ら避難行動をとることが困難な方の避難支援等の強化が重要となっています。

上富良野町でも、平成23年から「上富良野町災害時要援護者支援制度実施要綱」を制定し、安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とした「災害時要援護者名簿」を作成しました。平常時から、避難支援等の体制の整備構築のできた住民会や自主防災組織に対し、個人情報提供に同意のあった要援護者の名簿については、提供を実施してきたところです。

【条例の目的】

平成25年度の災害対策基本法の改正により、この「災害時要援護者名簿」が「避難行動要支援者名簿」として、法的根拠をもって作成されることとなり、平成26年3月の上富良野町地域防災計画の改訂により、当町でも「避難行動要支援者名簿」の作成について位置付けられたところです。しかし、関係機関等への名簿の提供に関しては、本人の同意が必要となることから、この名簿の個人情報を、本人からの拒否の意思表示がない限り、平常時から関係機関等に提供できるよう条例を制定します。

【個人情報の提供先】

名簿提供先は、次に掲げるものとします。

- (1) 富良野広域連合消防及び上富良野消防署
- (2) 富良野警察署
- (3) 上富良野町民生児童委員協議会委員
- (4) 上富良野町社会福祉協議会
- (5) 上富良野町の住民で組織する自主防災組織及び住民会
- (6) その他避難行動要支援者避難支援プランに定める団体等

【提供する個人情報の対象者】

名簿に登載する避難行動要支援者は、在宅で生活し、かつ次に掲げる者とします。

- (1) 高齢者
75歳以上の独居者及び75歳以上のみの世帯の者
- (2) 要介護認定者
介護保険の認定を受けているもの
- (3) 障害者
身体障害者手帳の1・2級、精神障害者保健福祉手帳の1級、療育手帳のAを保有する者。
- (4) 難病患者
特定疾患医療受給者及び小児慢性特定疾患医療受給者であり重症認定を受けている者。
- (5) 上記以外で町長が必要と認めたる者。

※上記の内、(1)から(4)までに掲げる者については、郵送により名簿に登載したことを通知し、個人情報に関する提供拒否の意思表示があった場合は、平常時における関係機関等への提供はしません。

【提供する個人情報の項目】

提供する個人情報は次に掲げる項目とします。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由（【提供する個人情報の対象者】の(1)～(5)の事項）
※例 要介護状況・障害者手帳交付状況など
- (7) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項

【個人情報の管理】

個人情報を適正に管理するため、条例のほか、上富良野町避難行動要支援者名簿に関する条例施行規則及び上富良野町避難行動要支援者名簿情報の提供に関する要綱を制定し、次の事項について定め適正に管理するよう努めます。

①漏洩防止に関する事項

個人情報を提供する機関の内、(5)の上富良野町の住民で組織する自主防災組織及び住民会及び(6)のその他避難行動要支援者避難支援プランに定める団体等に関しては、必要な地域に限り情報を提供し、使用に関しては申請時に誓約書の提出を求めます。

②名簿の安全管理

提供を受けた関係機関等は、個人情報の安全管理のため、必要な措置を講じるものとします。

③利用・提供の制限

名簿の利用及び閲覧に関し、目的以外には使用しないこと及び必要以上の複製や電子データ化等の制限を設けます。

④守秘義務

避難行動要支援者名簿の利用に関し、守秘義務罰則規定が課せられることの説明を行い、避難支援等により知り得た個人情報を漏らしてはならないこと。

【今後のスケジュール】

今回のパブリック・コメントの意見をもとに、最終案を作成し、条例を上富良野町議会で審議していただきます。

条例の制定後、名簿掲載対象者へ説明及び名簿提供の意思確認の通知を実施し、制度運用の環境が整い次第、避難支援等関係者の申請により提供を開始する予定です。

【問合せ・提出先】

総務課基地調整室

TEL 0167-45-6980

FAX 0167-45-5362

E-Mail kichi@town.kamihurano.lg.jp

上富良野町避難行動要支援者名簿に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、上富良野町（以下「町」という。）が避難行動要支援者に対する避難支援等を実施するための名簿の作成及び避難支援等関係者への提供に関し、必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から守ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害等が発生し、又は災害等が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

（2） 避難支援等

避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から守るために必要な措置をいう。

（3） 避難支援等関係者

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の11第2項に規定する機関及び団体及び個人で、次に定める機関をいう。

（ア） 富良野広域連合消防及び上富良野消防署

（イ） 富良野警察署

（ウ） 上富良野町民生児童委員協議会委員

（エ） 上富良野町社会福祉協議会

（オ） 上富良野町の住民で組織する自主防災組織及び住民会

（カ） その他避難行動要支援者避難支援プランに定める団体等

（避難行動要支援者の範囲）

第3条 避難行動要支援者の範囲は、在宅で生活をしかつ、次の各号に掲げる者とする。

（1） 高齢者

75歳以上の独居者及び75歳以上のみの世帯の者。

（2） 要介護認定者

介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定による介護保険の認定を受けているもの。

（3） 障害者

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の1・2級を保有する者。

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障

害等級が1級であるもの。

ウ 療育手帳（児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して交付される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者であって、その障害の程度がAであるもの。

(4) 難病患者

北海道が発行する特定疾患医療受給者及び小児慢性特定疾患医療受給者であり重症認定を受けている者。

(5) 上記以外で町長が必要と認めた者

(避難行動要支援者名簿の作成)

第4条 町は、避難行動要支援者に対する避難支援等が円滑に行われるため、避難支援等を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成するものとする。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関し次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名

(2) 生年月日

(3) 性別

(4) 住所又は居所

(5) 電話番号その他連絡先

(6) 避難支援等を必要とする事由

(7) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項

3 町は、避難行動要支援者名簿の記載事項について、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(名簿情報の提供)

第5条 町は、災害の発生に備え、避難支援等関係者に対し、前条第1項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を提供するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町は、避難行動要支援者が、規則で定める方法により、名簿情報の提供の非同意を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報の提供をすることができない。

3 町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な範囲で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合において、前項の規定は、適用しない。

(名簿情報の取扱い)

第6条 町は、避難行動要支援者名簿の取り扱いについて、関係職員に及び関係者への指導・啓発を行い、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図り、規則で定める方法により措置を講じるものとする。

2 町は、前項の措置の内容が遵守されているかどうかを確認するため必要があると認めるとき

は、避難支援等関係者から、提供した名簿情報の管理に関して報告を求め、又は提供した名簿情報の管理の状況を検査することができる。

(名簿情報の漏えいの防止のための措置)

第7条 第5条第1項又は第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者は、当該提供を受けた名簿情報の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(利用及び提供の制限)

第8条 第5条第1項又は第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該名簿情報を自ら利用し、又は当該名簿情報の提供を受けた者以外のものに提供してはならない。

(守秘義務)

第9条 第5条第1項又は第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。